

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

規 則

○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行期日を定める規則 (地域主権局)	1
---	---

規 則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第87号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行期日を定める規則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の施行期日は、平成22年 4 月 1 日とする。ただし、同条例第 3 条第 2 項の規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。

